

分科会功労賞表彰規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 協会は、分科会の幹事（幹事経験者を含む）のうちから、永年分科会の運営・活動に従事し、協会の発展に著しく寄与したと認められる者に対し、その功労をたたえ表彰する。

第2条 表彰は、毎年1月の分科会連絡会議の当日に会長が行う。

第3条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

第4条 表彰候補者の推薦は、別に定める書式により各分科会のコーディネータから受けるものとする。

第5条 コーディネータからの推薦状の受付期限は、毎年9月30日（厳守）とする。

第6条 表彰候補者の推薦は、分科会の主体性を尊重する。但し、コーディネータからの推薦状をもとに、推薦審査委員会において審査・調整・選考するが、毎年10名を限度とする。

なお、表彰候補者は、少なくとも幹事として2期4年を超えるものとし、次のいずれかを目安に選考されることが望ましい。

- (1) 分科会の運営・活動に顕著に貢献したと認められる者
- (2) 分科会活動を通じ、会員増強、図書出版及び専門講座開催等に関し顕著に貢献したと認められる者
- (3) 既に協会賞（功労賞、技術賞）を受賞した者は、対象外とする。

第7条 表彰候補者は、原則として、各分科会毎年1名以内とし、推薦時には幹事（幹事経験者を含む）であることとする。

第8条 推薦審査委員会委員長は、表彰候補者の選考結果を、毎年10月31日までに会長に報告する。

第9条 会長は、前条の報告を理事会に諮り、その承認を得て表彰者を決定する。

（付 則）

この規程の制定及び改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

（付 記）

平成17年 8月 9日 制定（理事会承認）

平成22年11月25日 一部改定（理事会承認）

平成23年 3月18日 確認（理事会承認）